

2こ保発第 10168 号

令和 2 年 4 月 10 日

( 公 印 省 略 )

保護者の皆様へ

保 育 サ ー ビ ス 課 長 津 本 卓 也

保 育 サ ー ビ ス 推 進 担 当 課 長 早 田 由 香 吏

### 新型コロナウイルス感染防止のための保育施設の対応について

日頃から、大田区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

国は4月7日、東京都に対し緊急事態宣言を発令し、これを受けて4月9日、東京都から保育所等の対応について通知がありました。

この中で東京都は、感染の防止のため、保育所において「保育等の提供を縮小して実施すること」を要請しております。

区では、既に、令和2年4月6日付け2こ保発第 10082 号にて、登園の自粛をお願いしてきたところですが、東京都の通知を受け、保育園の利用について、下記のとおり対応いたします。

子どもの生命と健康を最優先に考え、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 記

1 新型コロナウイルス感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の皆様には、児童の登園等を控えるようお願いいたします。

2 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者の皆様には保育等を提供いたします。

※上記のほか、特段の事情がある方は、各施設にご相談ください。

3 対応期間

令和2年5月6日（水）まで

4 対象施設

区立保育園、私立認可保育園、小規模保育所及び事業所内保育所

## 5 休園手続き及び保育料の免除について

令和2年4月6日2こ保発第10082号「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛について（依頼）」において通知したところですが（大田区ホームページからのご案内しております）、この度の都知事の要請を受け、休園届の提出がなく登園自粛要請期間（4月から6月）に登園した場合の保育料（利用者負担額）は日割り計算に変更します。詳細は決定次第、別途お知らせいたします。

以上

### 【 問合せ先 】

- 1 区立保育園に関すること  
保育サービス課 管理係 03-5744-1279
- 2 私立保育園に関すること  
保育サービス基盤担当（認可） 03-5744-1727
- 3 小規模保育所及び事業所内保育所に関すること  
保育サービス基盤担当（人材） 03-5744-1277
- 4 休園手続き及び保育料に関すること  
保育利用支援担当 03-5744-1280

※育児休業給付金の問合せはハローワークにお願いいたします。